

記入例 中途就職の従業員が特別徴収(給与天引き)を希望するとき

② 特別徴収への切替依頼書

○中途就職・復職等により普通徴収から特別徴収へ切替する場合は速やかに提出してください

市町村使用欄		〒000-0000		特別徴収義務者 指定番号	12340
提出日	6年11月1日	所在地(住所)	〇〇市〇〇町1-100	新規の場合、納入書(要・不要)	要
給与支払者	加茂市長 様	フリガナ	コウノショウジカブシキガイシャ	係	人事課 給与係
		名称(氏名)	甲野商事株式会社	担当者 連絡先 氏名	甲野花子
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電話	1111-11
給与所得者	フリガナ	乙野 一郎	旧姓	期別を〇で囲んでください。	[1・2・3・④] 期以降を切替希望
	氏名	乙野 一郎		※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	生年月日	昭和・平成 47年11月4日		特別徴収開始予定月	12月分(納期限は翌月10日)から特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒000-0000 〇〇市〇〇町2-200		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ連絡します
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		備考	

給与支払者(特別徴収義務者)の郵便番号、所在地(住所)および名称(氏名)を記入してください。

金融機関の納入代行サービスを利用するなど納入書を利用せず納付する場合は不要に丸をつけてください。

普通徴収の納期限について(末日が土日祝日のときはその翌日)
1期 6月末日 2期 8月末日 3期 10月末日 4期 翌年1月末日
(※納期を過ぎたものは、特別徴収の切替ができません)

原則毎月20日までにご提出していただければ翌月から特別徴収が可能です。
21日以降に提出した場合は翌々月から特別徴収が可能です。
例 11月2日提出 → 12月分から特別徴収開始 税額通知書の発送は12月の月上旬に発送します。
例 11月22日提出 → 1月分から特別徴収開始 税額通知書の発送は1月の月上旬に発送します。
(※6月からの特別徴収を開始を希望される場合はその年の4月10日までに本依頼書を提出してください)

○添付書類のお願い
2重納付防止のため、納期未到来分の納付書を添付してください。
※すでに納付済み分や口座振替の場合は不要です。(備考に口座振替をご記入ください)

記入例 事業所等の所在地・名称等を変更したとき

③ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄		〒000-0000 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。		特別徴収義務者 指定番号	12340
提出日	6年7月22日	所在地(住所)	〇〇市〇〇町1-100	※市町村ごとに異なる	
給与支払者	加茂市長 様	名称(氏名)	KOUNO カンパニー	係	人事課 給与係
		フリガナ	コウノ カンパニー	担当者 連絡先 氏名	甲野花子
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電話	1111-11-1111

給与支払者(特別徴収義務者)の郵便番号、所在地(住所)および名称(氏名)を記入してください。

特別徴収義務者の法人番号を記入してください。
なお、個人事業主の方の場合、個人番号の記入は不要です。

変更理由が発生した日を記入してください。

給与支払者(特別徴収義務者)の所在地と名称が変更した場合のみ変更前・後の内容をご記入ください。
※代表者の変更や電話番号が変更した場合は提出不要です。

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	6年7月16日	
事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ	〒 -	〒 -
所在地(送付先)		
フリガナ	コウノショウジカブシキガイシャ	コウノ カンパニー
名称	甲野商事株式会社	KOUNO カンパニー
電話番号	- (内線)	- (内線)
変更理由(該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 ③ 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください】 7. 合併による変更【下欄を記入してください】 8. 分割による変更【下欄を記入してください】 9. その他()	

変更理由の該当する項目にチェックをし、必要事項を記入してください。

統合・合併・分割による変更の場合ご記入ください。

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割後の事業所	所在地	〒 -
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		名称	
	指定番号	※市町村ごとに異なります	電話番号	- (内線)
	指定番号	※市町村ごとに異なります	法人番号	
			特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります